

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	公営住宅等管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原市は、公営住宅等管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

田原市長

## 公表日

令和7年11月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅等管理に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・公営住宅法に基づき公営住宅を建設し、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。</li><li>・特定優良賃貸住宅供給促進法による特定公共賃貸住宅を建設し、中堅所得者に対し賃貸等を行っている。</li><li>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>①住宅入居時の入居資格の確認</li><li>②住宅入居時の家賃・敷金の決定</li><li>③入居後における収入状況の確認等</li><li>④住宅の家賃減免の決定</li><li>⑤同居承認時の同居資格の確認</li><li>⑥入居承継時の承継資格の確認</li><li>⑦特定公共賃貸住宅の入居資格の確認</li></ul>
③システムの名称	住宅使用料システム、口座関連システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
市営住宅管理ファイル、入居者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第27の項、93の項</li><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18条、46条の3</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[      実施する      ]  <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 実施する</li><li>2) 実施しない</li><li>3) 未定</li></ul>
②法令上の根拠	<p>&lt;情報照会の根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第1項及び別表27の項、93の項</li><li>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18条、46条の3</li><li>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表53項、124項</li></ul> <p>&lt;情報提供の根拠&gt;</p> <p>情報提供しない</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市建設部 建築課
②所属長の役職名	建築課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	田原市役所 総務部 総務課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3506
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	田原市役所 都市建設部 建築課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3527
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b>	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1,000人以上1万人未満 ]      1) 1,000人未満(任意実施)      2) 1,000人以上1万人未満      3) 1万人以上10万人未満      4) 10万人以上30万人未満      5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年8月14日 時点
<b>2. 取扱者数</b>	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[ 500人未満 ]      &lt;選択肢&gt;      1) 500人以上      2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年8月14日 時点
<b>3. 重大事故</b>	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ]      &lt;選択肢&gt;      1) 発生あり      2) 発生なし</p>

## III しきい値判断結果

<b>しきい値判断結果</b>
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。

## 9. 監査

実施の有無 [ ○ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [      ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[      ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[      8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策      ]
<選択肢>	
	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	---------------------	---

判断の根拠		漏洩・滅失・棄損を防ぐため、施錠可能なキャビネット内に保管し、物理的安全措置を講じている。
-------	--	---

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	表紙 評価書名	公営住宅管理に関する事務 基礎項目評価書	公営住宅等管理に関する事務	事後	
平成29年6月30日	表紙 個人のプライバシー等の権利	田原市は、公営住宅等管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人	田原市は、公営住宅等管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人	事後	
平成29年6月30日	表紙 公表日	2015/11/11	2017/6/30	事後	
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	公営住宅の管理事務	公営住宅等管理に関する事務	事後	
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	・公営住宅法に基づき公営住宅を建設し、住 宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法 番号法第19条第7号、別表第二の31の項並び <情報照会の根拠>	・公営住宅法に基づき公営住宅を建設し、住 宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法 番号法第19条第7号、別表第二の31の項及び <情報照会の根拠>	事後	
平成29年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	3. 個人番号の利用		事後	
平成29年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	4. 情報提供ネットワークシステム		事後	
平成29年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	建築課長 岡田 利幸	建築課長 稲垣 守泰	事後	
平成29年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年3月31日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	
平成29年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年3月31日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	
令和1年6月7日	IV-1 リスク対策	項目なし	リスク対策を追加	事後	評価書の様式変更による
令和2年2月1日	I -1-③システムの名称	住宅管理システム、総合収納管理システム、 行政基本システム、統合宛名管理システム、	市営住宅管理システム、収納・口座管理シス テム、統合宛名システム、宛名管理システム、	事前	システム更新に係る 再実施による
令和3年3月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年2月1日時点	令和3年3月22日時点	事後	
令和3年3月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年2月1日時点	令和3年3月22日時点	事後	
令和7年11月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公営住宅法に基づき公営住宅を建設し、住 宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行 っている。 ・特定優良賃貸住宅供給促進法による特定公 共賃貸住宅を建設し、中堅所得者に対し賃貸 等を行っている。 ・特定個人情報ファイル利用事務 ①公営住宅等入居時の入居資格確認(所得 要件・年齢・同居要件等) ②公営住宅等入居時の家賃決定・敷金決定 ③入居後の収入申告書の申請・各種所得情 報の照会 ④住民票居住地と公営住宅等住所の整合を行 い、公営住宅等入居者の異動・退去状況の 把握 ⑤出産・死亡等による世帯情報の変更を確認 ⑥家賃の微収(口座振替・納付書発送等) ⑦家賃を滞納している世帯の所得情報を正確 に把握することで督促や納付相談に活用	・公営住宅法に基づき公営住宅を建設し、住 宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行 っている。 ・特定優良賃貸住宅供給促進法による特定公 共賃貸住宅を建設し、中堅所得者に対し賃貸 等を行っている。  ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用し ている。 ①住宅入居時の入居資格の確認 ②住宅入居時の家賃・敷金の決定 ③入居後における収入状況の確認等 ④住宅の家賃減免の決定 ⑤同居承認時の同居資格の確認 ⑥入居承認時の承認資格の確認 ⑦特定公共賃貸住宅の入居資格の確認	事後	
令和7年11月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	市営住宅管理システム、収納・口座管理シス テム、統合宛名システム、宛名管理システム、 中間サーバ	住宅使用料システム、口座連携システム、団 体内統合宛名システム、中間サーバ	事後	
令和7年11月26日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法 律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 及び別表第27の項、93の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・ 総務省令第5号)第18条、46条の3 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人 情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デ ジタル庁・総務省令第9号)第2条の表53項、 124項	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法 律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 及び別表第27の項、93の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・ 総務省令第5号)第18条、46条の3 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人 情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デ ジタル庁・総務省令第9号)第2条の表53項、 124項	事後	
令和7年11月26日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	<情報照会の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二の31の項及び 85の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令第22条、第43条の4	<情報照会の根拠> ・番号法第9条第1項及び別表27の項、93の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・ 総務省令第5号)第18条、46条の3 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人 情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デ ジタル庁・総務省令第9号)第2条の表53項、 124項	事後	
令和7年11月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年3月22日時点	令和7年8月14日時点	事後	新様式への移行
令和7年11月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月22日時点	令和7年8月14日時点	事後	新様式への移行